

新居浜市公告第97号

新居浜市航路改善計画策定業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について

新居浜市航路改善計画策定業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和8年6月19日

新居浜市副市長 赤尾 禎 司

1 業務の概要

- (1) 業務名 新居浜市航路改善計画策定業務
 - (2) 業務内容 別記仕様書のとおり
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和9年2月26日(金)まで
 - (4) 提案上限額 5,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 提案見積書の金額が上限を超過した場合は失格とします。

2 事業担当課

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市経済部地域交通課

電話 0897-66-7010 (直通)

FAX 0897-65-1305

E-mail koutsu@city.niihama.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であると認められること。

(2) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市（以下「本市」という。）の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(3) 令和7・8年度新居浜市入札（見積）参加資格申請書を提出し、参加資格を有すると認定されていること。

(4) 中国・四国内に本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 新居浜市税、国税及び県税を滞納していないこと。

(6) 当該業務の実施年度以前において新居浜市航路改善計画策定業務と種類及び規模が同等又は類似の業務について業務受託の実績（実施中のものも含む。）を有する者

【同等の業務】

- ・航路調査（航路改善計画策定含む）

【類似の業務】

- ・交通関係の市場調査等

4 参加申込の手続等

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、次により参加申込書を提出すること。

なお、参加申込書、プロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式類は、新居浜

市（地域交通課）のホームページからダウンロードすること。

（１）提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式１）

イ 会社概要書（様式２）

ウ 業務受託実績書（様式３）

（２）提出期限

令和８年７月２日（木）１７時１５分まで

（３）提出方法

持参（閉庁日を除く８時３０分から１７時１５分までの執務時間内）又は郵送（簡易書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出しなければならない。

（４）提出先

新居浜市 経済部地域交通課

５ プロポーザル関係書類の配布方法

新居浜市のホームページ（<https://www.city.niihama.lg.jp/>）のトップページ上の「組織（部・課）できがす」→「新居浜市地域交通課」画面を展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

（１）配布期間

公告日から令和８年７月２日（木）までの閉庁日を除く８時３０分から１７時１５分までの執務時間内

（２）配布場所 ２の事業担当課

６ 受託候補者の選定

企画提案の審査は、新居浜市航路改善計画策定業務委託業者選定プロポーザル審査委員会において、企画提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、選定基準に基づき、総合的に評価及び判断し、受託候補者を選定する。

7 その他

- (1) 受託候補者の選定後、新居浜市との協議を経て契約締結を行う。
- (2) 企画提案書その他の関係書類の作成及び提出に要する経費、その他本業務の企画提案参加に要する経費は、参加者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) その他詳細については「新居浜市航路改善計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」による。